



山形県公報

平成24年11月20日（火）
第2396号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…1291
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…1292
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…同
- 土地改良事業の計画変更の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 地域森林計画の案の縦覧……………（森 林 課）…1293
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………（同）…同
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…1296
- 同……………（同）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…1297

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会11月定例会の招集……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………1298
- 資金管理団体の指定……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（情報企画課）…1299
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………（同）…1300

## 告 示

### 山形県告示第1079号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称            | 指定医療機関の所在地                            | 指定年月日       |
|----------------------|---------------------------------------|-------------|
| さ と こ 女 性 ク リ ニ ッ ク  | 山形市大字中野4103番地                         | 平成24. 9. 25 |
| 医療法人社団伍光会北村山在宅診療所    | 東根市温泉町二丁目5番3号                         | 同 10. 1     |
| たちばな歯科クリニック          | 山形市西田三丁目11番23号                        | 同 10. 13    |
| みちのく政宗デンタルクリニック新庄診療所 | 新庄市五日町字清水川1292番1号 イオンタウン新庄ショッピングセンター内 | 同 10. 25    |
| アイデンタルクリニック          | 上市市仙石字元糸目794番地                        | 同 11. 1     |
| アイン薬局山形さくら町店         | 山形市桜町1番12号                            | 同           |

#### 山形県告示第1080号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称           | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日       |
|---------------------|----------------|-------------|
| さ と こ 女 性 ク リ ニ ッ ク | 山形市五十鈴一丁目2番17号 | 平成24. 9. 24 |
| 北 村 山 在 宅 診 療 所     | 東根市温泉町二丁目5番3号  | 同 9. 30     |

#### 山形県告示第1081号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日       |
|-----------------|--------------------------------|---------------|-------------|
| 小規模多機能型居宅介護 榎の木 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 山形市上町四丁目6番24号 | 平成24. 9. 30 |

#### 山形県告示第1082号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
白鷹町土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日  
平成24年11月5日
- 3 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第1083号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてるため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称  
庄内森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間  
(1) 場所 農林水産部森林課及び庄内総合支庁産業経済部森林整備課  
(2) 期間 平成24年11月20日から同年12月11日まで
- 3 その他  
1の森林計画区に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

**山形県告示第1084号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称  
(1) 最上村山森林計画区  
(2) 置賜森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間  
(1) 場所 農林水産部森林課及び1の森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課  
(2) 期間 平成24年11月20日から同年12月11日まで
- 3 その他  
1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

**山形県告示第1085号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市蔵王温泉字アッサ平1122の2  
(2) 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市小白川町字向山1248の2、1248の4
- (2) 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市蔵王温泉字アッサ平1122の2
- (2) 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字畑谷字板橋1933の18、1933の30、1933の31、1933の36、1933の38、1933の39（次の図に示す部分に限る。）、1933の155、1970の5、字大沼1993の1、1999、2000、2004の1（次の図に示す部分に限る。）、2005、2012の1、2013の1、2395の1、2395の3、2395の4、2399の2、2399の5、2399の6、字東黒森2013の10、2013の21、2013の25、2013の26、2013の32、2013の53、2013の54、2013の55、2013の56、2013の58、2013の59、2014の2、2397の1（次の図に示す部分に限る。）、2397の2、2397の3、2397の4、2397の10、2397の11、2397の13、2397の14、2397の18（次の図に示す部分に限る。）、2397の28
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字北山字湯舟3804の130、3804の355、3835の5
- (2) 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件

- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字畑谷字板橋1933の18、1933の30、1933の31、1933の36、1933の38、1933の39（次の図に示す部分に限る。）、1933の155、1970の5、宇大沼1993の1、1999、2000、2004の1（次の図に示す部分に限る。）、2005、2012の1、2013の1、2395の1、2395の3、2395の4、2399の2、2399の5、2399の6、宇東黒森2013の10、2013の21、2013の25、2013の26、2013の32、2013の53、2013の54、2013の55、2013の56、2013の58、2013の59、2014の2、2397の1（次の図に示す部分に限る。）、2397の2、2397の3、2397の4、2397の10、2397の11、2397の13、2397の14、2397の18（次の図に示す部分に限る。）、2397の28
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字月岡字下ノ倉598の10
- (2) 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字月岡字山岸535の7
- (2) 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字入間字水ヶ瀬1564の1、1783、1784の1、1785の1

(2) 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字上柳渡戸字赤沢502の7

(2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字赤沢502の7（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他に森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年11月20日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 小山海味線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                             | 延 長                  |
|---------------------------------|------|-----------------------------------|----------------------|
| 西村山郡西川町大字入間字日影2881番1から<br>同 上まで | 旧    | 18.8 <sup>メートル</sup><br>}<br>15.1 | <sup>メートル</sup><br>3 |
| 同 上                             | 新    | 17.3 <sup>メートル</sup><br>}<br>15.1 | 同 上                  |

山形県告示第1087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年11月20日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|------------------------|---|------|----------|-----------|
| 西村山郡西川町大字志津字姥ヶ嶽172番1から |   | 旧    | 19.3メートル | 1,361メートル |
| 同 字志津21番1まで            |   |      | 10.4     |           |
| 同                      | 上 | 新    | 35.1メートル | 同上        |
|                        |   |      | 12.4     |           |

#### 山形県告示第1088号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年11月20日から同年12月3日まで縦覧に供する。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字志津字姥ヶ嶽172番1から  
同 字志津21番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月20日

### 教育委員会関係

#### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第16号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成24年11月20日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成24年11月21日（水）午後1時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 平成26年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について  
(2) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく山形県指定有形文化財の指定について  
(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年11月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日           |
|-------------|--------|----------|----------------|-----------------|
| 酒田再生プロジェクト  | 鈴木光祐   | 久村潤一     | 酒田市東大町三丁目1-1   | 平成<br>24. 9. 27 |
| 江口ようこを応援する会 | 江口暢子   | 伊藤満志雄    | 酒田市亀ヶ崎2丁目3番12号 | 同<br>10. 1      |
| 本間まさみ後援会    | 本間正巳   | 本間八四男    | 酒田市北今町3-30     | 同<br>10. 2      |

### 山形県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成24年11月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

#### 1 政党の支部

| 政治団体の名称        | 異動事項     | 内 容  |       | 届出年月日            |
|----------------|----------|------|-------|------------------|
|                |          | 新    | 旧     |                  |
| 公明党山形県本部       | 代表者の氏名   | 菊池文昭 | 寒河江政好 | 平成<br>24. 10. 11 |
|                | 会計責任者の氏名 | 秋葉雄  | 那須稔   |                  |
| 社会民主党山形県一区支部連合 | 代表者の氏名   | 石沢秀夫 | 豊川和弘  | 同<br>10. 17      |

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称  | 異動事項     | 内 容   |      | 届出年月日            |
|----------|----------|-------|------|------------------|
|          |          | 新     | 旧    |                  |
| シーズ21の会  | 会計責任者の氏名 | 松村洋一  | 松村孝  | 平成<br>24. 10. 15 |
| さがえ俊一後援会 | 会計責任者の氏名 | 寒河江静子 | 斎藤和彦 | 同<br>10. 30      |

### 山形県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成24年11月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称   | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名 | 届出年月日       |
|--------|---------|-------------|----------------|--------|-------------|
| 江口暢子   | 酒田市議会議員 | 江口ようこを応援する会 | 酒田市亀ヶ崎2丁目3番12号 | 江口暢子   | 平成24. 10. 1 |

|         |      |              |            |         |   |       |
|---------|------|--------------|------------|---------|---|-------|
| 本 間 正 巳 | 酒田市長 | 本間まさみ後<br>援会 | 酒田市北今町3-30 | 本 間 正 巳 | 同 | 10. 2 |
|---------|------|--------------|------------|---------|---|-------|

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークサーバ及びイントラ情報システム再構築に係る移行計画策定業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 平成24年5月15日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東日本電信電話株式会社山形支店 山形市本町一丁目7番54号
- 5 落札金額 17,202,001円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年3月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成25年3月20日まで縦覧に供する。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
庄交ターミナルビル  
酒田市幸町二丁目1番67外
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|-----------------|---------------------|---------|
| 株 式 会 社 ダ イ エ ー | 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 蓮 見 敏 男 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|-----------------|---------------------|---------|
| 株 式 会 社 ダ イ エ ー | 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 桑 原 道 夫 |

- 3 変更年月日  
平成22年5月26日
- 4 届出年月日  
平成24年11月2日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年3月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があつた。

平成24年11月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ダイエー 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1  
代表取締役 桑原道夫
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
庄交ターミナルビル  
酒田市幸町二丁目1番67外
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（廃止前）9,506平方メートル  
（廃止後） 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とした日  
平成17年8月31日